

## 福井の伝統的民家活用推進事業補助金交付要綱

平成21年3月30日

告示第16号

(通則)

第1条 福井の伝統的民家活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において、越前町補助金等交付規則(平成17年越前町規則第31号、以下「規則」という。)及びこの告示の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、福井の伝統的民家活用推進事業(以下「事業」という。)に要する経費を補助することにより、伝統的民家を保存し、地域づくり及び景観づくりに活用推進することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 福井の伝統的民家とは別記1に掲げる基準を満たす民家又は福井県知事が地域固有の伝統的民家と認めたもの
- (2) 改修とは福井の伝統的民家の復元及び改修をいう。
- (3) 推進地区とは福井県伝統的民家の保存及び活用の推進に関する条例第10条に規定する伝統的民家群保存活用推進地区をいう。
- (4) 団体とは集落、自治会、民間非営利組織で町が推薦する団体をいう。

(改修工事の対象者)

第4条 改修工事により補助金を受けようとする者(以下「改修工事対象者」という。)は、町税を完納し、かつ、自ら居住するための福井の伝統的民家(附属物を含む。)の外装又は構造体の改修を行うものとする。ただし、次に該当するものは対象としない。

- (1) 国又は他の補助金(耐震診断及び改修プラン作成を除く。)を受けているもの

(2) 重要伝統的建造物群保存地区内の民家及び指定文化財

2 改修工事対象者は耐震診断及び改修プランの作成を行い、耐震性を把握することとする。

(推進地区で行う地域づくり活動の対象者)

第5条 推進地区において、伝統的民家や蔵などで形成される集落や街並み景観を生かした地域づくり活動を実施する団体に補助を行う。

(改修工事補助金の額)

第6条 補助金の額は対象者が福井の伝統的民家の外装（屋根のみの改修工事は対象外とする。）に関する改修工事（福井の伝統的民家に附属する土蔵、門及び塀を地域の景観と調和するように改修する工事を含む。）又は、構造体の改修工事に要する経費に次の率を乗じて得た額以内とする。

(1) 推進地区内は2分の1以内とし、300万円を限度とする。

(2) 推進地区外は3分の1以内とし、200万円を限度とする。

2 補助金の交付は同一敷地内において1回限りとする。

(推進地区活動補助金の額)

第7条 補助金の額は推進地区内で団体が行う第1号に定める活動で、第2号及び第3号の要件に該当する活動に対し補助する。ただし、1地区当たり年20万円を限度とし、原則として推進地区指定の翌年度から2年間以内とする。ただし、町長が必要と認める場合には、推進地区に指定された年度から補助できるものとする。

(1) 集落や街並み景観保全・活用に資する次に掲げる活動

① 街並みを活かした花植えや夜間景観の演出、集落内を流れる水路の復元などの実践活動（経常的な維持管理を除く。）

② 推進地区の景観や街並み、地域づくり活動などの広報

③ ①のための勉強会の開催等

④ その他町長が認める活動

(2) 新規の活動又は既存の活動内容を拡充して実施するもの

(3) 補助終了後も継続して実施することが見込まれるもの

(改修工事の補助対象経費)

第8条 補助の対象となる経費は次の改修に要する費用とする。

- (1) 外観の改修に要する経費(屋根のみの改修は対象外。)
- (2) 改修プランに応じた構造体の改修に要する経費
- (3) 改修を行う伝統的民家に附属する土蔵の外観、門及び塀の改修に要する経費

(推進地区活動補助金の補助対象経費)

第9条 補助の対象となる経費は、対象事業実施に要する初期経費(活動に係る材料費・リース料、専門家の招へいに係る旅費・報償費等)とする。ただし、飲食費や経常的な維持管理に係る経費及び事業での使用頻度が低く事業目的以外での使用が主に見込まれるものや、町からの貸出しにより対応可能なものは対象としない。

(申込書の審査)

第10条 改修工事対象者は、あらかじめ福井の伝統的民家活用推進事業補助金申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内で選定を行い、その結果を福井の伝統的民家活用推進事業対象者選定結果通知書(様式第2号)により対象者に対して通知するものとする。

(事前協議書)

第11条 改修工事対象者は、工事の着工前に福井の伝統的民家活用推進事業補助金交付申請事前協議書(様式第3号)を町長に提出し、その内容に対し町長の承認を受けなければならない。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第12条 改修工事対象者は、工事の着工前に事前協議の結果を踏まえ福井の伝統的民家活用推進事業補助金交付申請書(様式第4号)を町長に提出し、その内容に対し町長の承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の交付申請書を受理したときは、審査を行い、適合すると認めるときは、補助金交付の決定を行い、改修工事対象者に対し

て福井の伝統的民家活用推進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 推進地区で行う地域づくり活動により補助金を受けようとする者（以下「活動補助対象者」という。）は、推進地区で行う地域づくり活動に対する補助金交付申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、その結果を推進地区で行う地域づくり活動に対する補助金交付決定通知書（様式第14号）により活動補助対象者に対して通知するものとする。

（補助金の交付変更及び辞退）

第13条 前条第2項の通知を受けた者で内容を変更しようとする場合は、福井の伝統的民家活用推進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は前項の変更交付申請を受理したときは、審査を行い、適合すると認めるときは、補助金変更交付の決定を行い、改修工事対象者に対して福井の伝統的民家活用推進事業補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 前条第2項又は前項の通知を受けた者で工事計画を辞退する場合は、福井の伝統的民家活用推進事業補助金辞退届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（工事の期間）

第14条 対象者は、別に定める日までに工事を完了しなければならない。

（工事及び事業の完了及び額の確定通知）

第15条 改修工事対象者は、工事が完了したときは、速やかに福井の伝統的民家活用推進事業工事完了届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の完了届を受理したときは、審査を行い、適合すると

認めるときは、補助金額の確定を行い、改修工事対象者に対して福井の伝統的民家活用推進事業額の確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

3 町長は前項の額の決定をする場合において、次に掲げる条件のほか、必要な条件を付するものとする。

（1） 工事完了後、10年間は建築物等の保守及び管理に努め、改築、改造等を行ってはならない。ただし、補助金等の全部又は一部を返還した場合、又は町長が特に承認した場合はこの限りでない。

（2） 前号の期間中、改修工事対象者は建築物等の管理状況等に関し、福井の伝統的民家活用推進事業経過報告書（様式第11号）により毎年報告を行わなければならない。

4 活動補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに推進地区で行う地域づくり活動に対する補助金実績報告書（様式第15号）を町長に提出しなければならない。

5 町長は、前項の実績報告書を受領したときは、審査を行い、適合すると認めるときは、補助金額の確定を行い、活動補助対象者に対して推進地区で行う地域づくり活動に対する補助金額の確定通知書（様式第16号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第16条 改修工事対象者は、補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに福井の伝統的民家活用推進事業補助金請求書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払を行うこととする。

3 活動補助申請者は、前条第5項の規定による補助金額の確定通知を受けたときは、速やかに推進地区で行う地域づくり活動に対する補助金請求書（様式第17号）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払を行うこととする。

5 町長は、特に必要があると認めるときは、第12条第4項の規定により交付決定をした補助金を概算払又は前金払により交付するものとする。

(調査等)

第17条 町長は、補助対象工事及び活動補助対象者に関して必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還)

第18条 町長は、改修工事対象者及び活動補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(委任)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

別記1

1 補助対象建築物基準(第3条関係)

(1) 共通事項

① 在来工法による木造2階建て(小屋裏3階建てを含む)の住宅(併用住宅含む)とし、地域の伝統的技術や技能に配慮したものであること。

② 外観は、終戦前(1945年以前)の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること。

(2) 農家型

① 本家(2階の屋根)は切妻屋根及び瓦葺きとしたものであること。

② 2階部分の妻壁は、原則として束(柱)と貫(梁)による格子

組み及び漆喰塗り様の意匠とし、小屋梁から下の妻壁は漆喰塗り様又は木製板張りであること。

③ 玄関廻りの外部の意匠は、地域の伝統的建築物を基調としたものであること。

### (3) 町家型

① 本家（2階の屋根）は切妻屋根及び瓦葺きとしたものであること。

② 主たる道路に面する1階部分には、通庇を設けたものであること。

③ 主たる道路に面する外壁及び軒裏は地域の伝統的建築物を基調としたものであること。

④ 主たる道路に面する開口部は、格子戸等町家の伝統的意匠を取り入れたものであること。

## 2 補助の対象（第8条関係）

(1) 改修プランに応じた構造体の改修は、一部の改修であっても改修に要する経費は補助対象とする。

(2) 改修を行う伝統的民家に附属する土蔵の外観、門及び塀の改修に要する経費は、伝統的民家の改修に要する経費以下であること。

## 3 補助の申込み（第7条関係）

要綱第7条において町長が定める日は、事業実施前年度の10月31日から事業実施当年度の5月31日までとする。ただし、応募者多数の場合は先着順とする。

## 4 工事の完了期限（第14条関係）

要綱第14条において町長が定める日は、毎年2月20日とする。